

**審査チームの構成基準**  
**修士課程用**  
**2011年度適用**

**1. 審査チームの構成**

- (1) 審査長 1 名および審査員は原則として 2 名で構成する。ただし、中間審査においては審査員を原則として 1 名とする。
- (2) 原則として実務経験者を含むこと。
- (3) 必要に応じてオブザーバーを加えることができる。
- (4) 1 教育機関で複数プログラムの審査を同時に行う場合、審査員数は認定・審査調整委員会の承認を得て増減することができる。
- (5) 学部と同時に受審する場合も (4) と同様に増減することができる。

**2. 審査長の資格**

- (1) 下記 3. の審査員の資格を満たしていること。
- (2) 原則として、修士課程の審査員としての経験が 1 回以上あること。

**3. 審査員の資格**

- (1) 原則として日本技術者教育認定機構 (JABEE) の正会員である学協会の会員であること。
- (2) 原則として 40 歳以上で、当該分野に対して適切な専門能力を有すること。
- (3) 当該分野の大学院における技術者教育に詳しく、その継続的改善に熱意を持っていること。
- (4) 修士課程プログラム用の「認定基準」、「認定基準の解説」、「認定・審査の手順と方法」、「審査の手引き」、「自己点検書作成の手引き」、「自己点検書 (本文編)」, 及び「自己点検書 (引用・裏付資料編)」の内容に精通していること。
- (5) 審査員に必要な分析能力とコミュニケーション能力を有し、審査員倫理を十分にわきまえていること。
- (6) 審査員としての十分な意欲を持ち、JABEE あるいは JABEE 会員学協会が主催する研修会等に参加し適切な訓練を受けていること。
- (7) 原則として学士課程の審査員 (中間審査を除く) としての経験が 1 回以上あること。
- (8) 大学教員の場合、原則として修士課程の指導教員の経験があること。

以 上